

研究通信

刊会局学部三
1986年6月 研究 大
村落社会務 塾学
事慶應義 濟山
経高 港
区三田2-15-45
TEL 03(453)4511

第一回研究報告

昭和六十一年一月一八日中央大学会館において本年度第一回研究
回が行われた。

出席者

川崎一郎、長谷川昭彦、吉沢四郎、安原 茂、若林敬子、
荒樋 豊、三本松政之、宮崎俊行、皆川勇一、松田苑子、
黒崎洲次良、田野崎昭夫、高橋正郎、岩田知子、大須真治、
大森正之、高山隆三（順不同）

一九八五年農業センサス事業体調査結果の概要

農水省統計情報部

農林統計課 課長補佐

川崎 一郎

今日は八五年センサスの結果のあらましを申し上げるといふこと
ですが、八五年センサスというのとは一体どういふものかということ

から申し上げたほうがよろしいのではないかと思います。

ご承知のように農業センサスというのは五年おきに行われており
まして、昭和二十五年からはじまったというふうにご理解いただき
たいと思いますが、それから五年おきに行われている。その中身で
すが、これは年によって若干違っておりまして、西暦で最後に〇の
つく年、五年前が八〇年、今度五年後には九〇年センサスがあると
いうことになると思いますが、そういう時点ではF.A.O.が世界的な規
模で提唱してやるといふ世界センサス、その中間になります今回の
八五年センサスがわが国独自でやるセンサスということになってお
ります。

どういふ調査をするかということですが、農業事業体調査です。
大部分が農家ですが、この調査は各センサスとも全部やります。農
家に対して一軒一軒聞いて回るといふ調査は毎五年ごとに行われるわ
けですが、もう一つ世界センサスの年には農業集落調査があります。
これは全国に一四万とも、一六万ともいわれております農業集落の
集落代表者に面接をしまして、その集落の資源的な広がり、土地資
源がどうなっているかとか、あるいはその集落の運営がどういふ
うになっているかというようなことを調べる集落調査というのがあ
るが、今回はそれが無いということになります。

今度のセンサスでは地域農業組織化調査というのを実はやった、
生産組織というのがあります。昔で言うと集団栽培ですとか、ある
いは機械の共同利用施設だとか、あるいは受委託組織ですね。こう
いったものが全国に四万あるのか、五万あるのか六万あるのかとい
うことですが、その代表者にこれも全数当たりまして、その活動
の内容を調べるといふのが今回の八五年農業センサスに限って実は

行われております。

この八五年センサスをそういう意味で見直してみますと、農家の個々別々の経営の概要とか、行動を調べるのが農業事業体調査であるとすれば、その集団としての行動、そういったものを調べるというのがこの組織化調査ということになります。個人と集団と両方の面からアプローチする。そういう今回のセンサスでは二本足の調査になっているというのが特徴ではないかと思えます。

細かいことを言いますとこの地域農業組織化調査も概況調査と農業生産組織調査と二本立てになっており、概況調査というのは本調査をやる前の母集団整備のような役割と、合わせて組織化のための条件といえますか、あるいは組織化を促進するために市町村だとか農協だとか、そういったところがどういった支援体制をしているかというのを調べる。こういったものと、それから生産組織そのもの活動を調べるのがあります。勿論皆様の興味の大半は組織化調査の中でも後半のほうになるだろうと思いますが、実はこれは去年の七月一日現在で調査を行っております。ただいま集計中でまだ公表になっておりません。今年度中、三月には公表の運びになるだろうと思いますが、これはまたその時点でいろいろ皆様にも見ていただく機会があるのではないかと考えております。

「概要報告書」が十一月に出ました。それから年度が変わりますと次々と統計書を発行してまいります。全部で六十冊近くなると思えます。四十七冊は各都道府県ごとに一冊細かいデータが出る。これは秋ごろまでには出し終わりたいと思っております。それから今度は全国統計書といまして、一冊あれば全国のデータがわかるようなのが、いろんな編成をいたしますが、これが十冊ちょっととい

うことになる。これも都道府県別がでたらそのあと順次できるだけ急いで出したいと考えております。

そのほかに私も磁気テープも持っており、集計結果の磁気テープがございます。それから個表のデータもお使いになれます。ただ非常に厄介なのはプライバシーを侵害されないようにきちんとしておけばいけないというので、非常に難しい縛りがかかっております。農林省に申請を出していただいて、農林省からさらに総務庁に申請をして、ようするに文書のやり取りをするだけでも二か月くらいかかるという大変面倒臭い代物ですが、あるいは調査表を隠してどこかへ送ってはいかんとか、なかなか面倒臭いんですが、ただ、私どものところには磁気テープがございますから、手続きはしてもらわなければいけないんですが、皆さん電算機をお使いになられる方はそれで、これは日常おやりになっている方もおおいと思いますが、そういうのも事前の準備を早手にやってもらえば非常に使い出のある情報になるのではないかと思います。

さて、大分前置きが長くなりましたが、それでは簡単に事業体調査結果の概要をご説明してまいります。

これから三十分くらいで申し上げることになると思いますが、皆様大体農家とか、あるいは農業従事者とかそういった方についての情報はかなりお持ちだと思えますが、端的に言いました、従来の流れから非常に変わった動きとか、そういうものは出ていないということがいえるかと思えます。

具体的に言いますと、農家人口にしましても、比較的緩やかだけれども、相変わらず減少は続いているということです。それからもう一ついわゆる農家人口とか、農業従事者の高齢化はかなり着実に

進んでいるというのはちょっと言葉が悪いですが、相変わらず引き続いておる。

それから三番目にいわゆる構造問題に絡んで、これもテンポはのろいが、耕地の貸借、貸し借りをするとか、そういう傾向はかなり強まっていて、それが離農したところも含めて、かなり規模の小さいほうから大きいほうへ移動集積をしているという傾向がかなり顯著に見られます。同時に畜産ではかなり小さいほうの経営が脱落をして、大きいほうが残って来て、大きい方への集中度が増す。耕地面積の規模からいっても大きい方が増えるということで、数はそういう大きいほうの形態の絶対値はすくないんですが、大きい階層のウェイトがじわりじわりと大きくなりつつある。大体こういうことが要約すれば言えるのではないかと考えます。

そこでそれを頭に置いていただきながら細かい説明を見ていただきますと思います。農家数は四百三十七万六千戸で減少率六・一％です。その前五年間では五・九％減少でしたから、まあまあ同じくらいの減少。その前は八％です。四十五年から五十年といいますが、ちょうど狂乱物価の時代ですし、日本列島が気違いみだりになってきたその時期ですが、この時点ではかなり減少率が高かったのですが、それからかなり鎮静化した状態が続いている。それにしてももとと下げ止まるのではないかという感じも私は持っていたんですが、まあまあ六％、年率一・二六％くらいのテンポで続いているというのは、やはり農業を取り巻く事情がかなり厳しいのかなという印象を持った次第です。それから地域別に見ると列島の中央部では比較的低い、両端が比較的高いというのが従来からの傾向です。北陸が意外と高いという点がございませう。なお、今まで比較的

低かった北日本、特に東北だとか、北関東だとか、この辺でかなりテンポが上がってきている。

次に、規模の話が出ましたが、端的にいいまして、絶対値は非常に限られていますが、規模の大きい階層では農家数が増える傾向、それより下のほうはかなり急テンポで減っておるということになります。五十五年と六十年の間に〇・三から〇・五という階層がございませう。ここから一・五から二・〇、この辺を見ると、かれこれ一〇％近い率で落ちていきます。それから反対に三ヘクタール以上になりますと、一三％とか四二％とか、かなりの率でふえています。それからもう一つは〇・三ヘクタール、三反未満の零細なところが意外と減らない。これはおそらく上から落ちて来たのがここに一時滞留をして、しかる後に出て行くことになるのだらうと思うんですが、このポールが構成比という意味で見ていただきますと〇・三ヘクタール未満のポールが大体全農家の四分の一ある。北海道では一番下のポールというのはなしにすんと落っこちるということになっており、大体増減の境目が二十ヘクタールくらいで、それから都府県の場合は二・五ヘクタールが境目ということですが。

都府県で見えていただきますと、これは農家数の構成比と経営している耕地面積の構成平均と異なりますか、それを対比して見えています。そうしますと最上層は農家数で二・六％ですが、経営耕地面積としては一三％持つておる。これが昭和四十五年ですと農家数で一・二％、経営耕地では五・四％となる。これを二ヘクタールまで下げますと、かれこれ三割近くまでその階層でもっておる。農家数は八％くらいということになります。

北海道では三十ヘクタール以上ということになると七％の農家で

すが、経営している耕地は三割、二十ヘクタールからにしますと、一三%の農家が五割の耕地を持つておる。半分くらいの耕地を持つておるといふことで、ここところは数は非常に少ないながらも上層農家の経営耕地のシェアというのは、面積のシェアで行くとかなりものになっていっていることは言えるのではななめうか。しかもそのシェアというのとは着実に増えておるといふことになるだろうと思ひます。この辺は田と畑とどうなんだというようなことがいろいろありますが、これは皆様私のところにデータがございますので、ご覧いただければと思ひます。

専業別では、高齢専業農家が増えた。トータルとして専業が若干増えた。それから兼業は減ったという図式になる。昭和五十年あたりまでとだいたふ図式が違つてきており、専業が増えたといつてもあまり安心できなくて、男子生産年齢人口、つまり六十四才までの男子のいる世帯と、いない世帯に分けて、いないほうは高齢者のみの世帯か、あるいは若い人がいてもそれは女の人数ばかりだといふような世帯ですが、われわれ高齢専業農家と、言葉は正確ではないですが、言っています。そちらに分けますと、いるほうは九%くらい減つた。いないのが二〇%位増えていることになり、専業が増えたからといつてあまり安心してられない。

第二種兼業農家が減つていっているのは不思議ではないかと実は皆さんお思ひになると思うのですが、これは実は前回からこういう傾向が出ておりました、その前は一〇%以上増えていたのですが、これが、ブレイキがかかったといふのはこれもまた皆さんいろいろ興味をお持ちになるテーマだろうと思ひますが、詳しいことはいろいろご研究なさつていられると思ひますが、いずれにいたしましてもか

なり兼業農家といへども出るだけの人は出てしまつたという感じでも端的に言へばこれ以上増えようがないということになるんだと思ひます。第一種兼業農家あたりからかなり落ち込んで来ていたのですが、そもそも第一種兼業農家の割合がほとんど減つてしまひまして、上から落ちて来るのが少なくなつた。しかも第二種兼業のほうは膨らむだけ膨らんで、そこから離農するとか、さらに逆流するのがありますから、そういったものを差し引いていきますと、もう増えない。定常状態になつてしまつたと申しますか、そんなような感じがいたします。おそらくしばらくこのような状態が続くのかなという感じを私は持つております。

ここで申し上げたかしたのは、専業と言つても非常にはっきりと性格の分かれた二種類があるということですが。私どもはどちらかというところ専業のうち男子生産年齢人口のいる世帯、それから専業のうち第一種兼業あたりを合せて、この辺が農業主体、農業主業といふ言葉を使つていらつしやる先生もおられますが、このあたりに担い手として着目をすべきではなからうかなと思つてゐる次第です。

販売金額規模別農家の動勢では、横のほうに専業分類があります。ただし専業を、いる専業とない専業、しかもいないほうを一番下に持つてきてゐるわけですが、そして一兼、二兼と並べますと、少なくとも販売金額でみる限り、いない専業といふのは二兼農家とちつとも変わりないということになります。それからいる専業と一兼兼業といふのは意外と似てゐるといふこともおわかりいただけると思ひます。販売金額ばかりでなしにいろいろな指標をとつてみてもどうもこういう感じが非常に強いということになります。従ひましてこの辺は農家分類にもかかわる話なんです、私どもとしてもいろいろ

る考えなければいかん話ではなからうかと思つています。家としての主な兼業種類別は、要するに同じ兼業でもいゆる恒常的なものがどちらかというが増えて、臨時的なものが減っている。それから自営兼業もかなり減っている。

労働力保有状態別という農家の分類がありまして、これは農業専従者、言葉が紛らわしいですが、要するに自家農業に百五十日以上従事している人を農業専従者という言葉で呼んでいます。こういう人がいるかないか、男子か女子か、なぜ男と女と分けるんだというようにはなしになるかもしれません、ときどき私も農林省の中でも生活改善課というのがございまして、中核農家を男子のみに限定するのはけしからんと、きのうも言われたのですけれども、私も前は前任者がやったことだからということで責任のがれをして、答えないでおりますが、そういう分類をしています。この中で六十才未満の男子農業専従者がいる。中核農家と言っておるものですが、それがどう動いたかということになります。なぜこれが中核農家だという議論は別にして、その農家数が八十六万七千ということでは前は百三万戸あって、一六％の減。総農家に占める割合も二十％をちょっと切るといふ状態になっている。

それが地域別にどう分布しているか。これがまた非常に地域間のコントラストが激しくなつておまして、北海道が五割を超える。それから東北、関東、九州、このあたりが四分の一ということになります。列島の中央部は非常に悲惨な状態になっておるといふようなことです。

これは農林省が出しております昭和六五年の長期見通しでは中核農家は昭和六十五年に七十万戸程度になるだろうと、こんなことを

言っておりますけれども、テンポとしては大体その辺を目がけて進んでいるような感じはいたします。

農家世帯員は、二千万人を割つて千九百八六万人。総人口が一億二千万ちょっとと超えていますから、農家人口率が一六・五％大体二十一年間に実数にして一千万減つたということになります。私も実はこの表を書いていて驚いたんですが、昭和二十五年には農家人口が全人口の四六％あったんです。と同時に高齢化が進んでいる。六十五才以上の人口を普通高齢人口と称しているんだそうですね。この割合が一七％、四年前は一五・六％、だったということは一・七ポイント上がっているということです。これがわが国の総人口の中では九・九％ということですから、相当高齢化の度合いが高い。しかもそればかりでなくて、高齢でない生産年齢人口と言っている層の上でも五十才代がものすごく膨れています。この辺もかなり総人口の構成と違ふということになります。よく二十年先取りしていると言っておりますが、その実態はまさに言われているとおりです。わが国がこれから高齢化社会到来となると、どうやって対応したらいいかという話はまず農村の実状をみてくれということになるのではないかということ。地域別に見ますと、やはりよく言われているように山陽地域が一番高い。西のほうが高いわけですが、しかし北海道が一七％だとか、かなり北の方も落ちてきてきているなという感じがいたします。

それから自家農業に一日でも従事したという人は、一千六百三十三万人、その中で他産業と農業とを比べてみて農業のほうが主だという人は、農業就業人口と言っていますが、それが六百三十六万人、さらにその中で学生が手伝つたとか、あるいは農家の主婦が本当は

家の切り盛りのほうが主体なんだけど、農繁期にちょっとやるとか、要するに仕事為主でなしに家事、育児が主だとか、通学が主だとか、それから老人で普段は働かない人を除いた、要するに稼ぐことがその人の普通の状態になっているという人にしぼりますと、三百七十万です。

農業従事者もかなり高齢です。要するに五十才以上がやたら多いし、しかも百五十日以上従事というのは、五十才代か六十才代なのです。これが農業労働の実態の一端を表している。いろんなほかの産業の就業者のものを私直接見ておりませんので、そういったものと比べていただけると、その辺の実態がかなり明確になってくるのではないかと思います。

先ほど言いました貸借です。端的に言いますと、借入れ耕地面積が大幅に増加した。今度調べました結果借入れ面積は三十二万一千ヘクタールで、五年前に比べて二二%面積として増えた。農家数はごくわずかなんですが、二割増えたということです。

それから逆に今度貸したほうも調べておりまして、これは一八万ヘクタール、これは九%増えたということになっております。両方とも増えております。貸したほうと借りたほうでギャップがあるのですが、これはいろんな回答誤差みたいなものがあると思います。一つは耕地を貸して結果的に離農し、農家でなくなったという人がかなりいるわけです。実はそういったものもセンサスでは方法が違うのですが調べておりまして、いわゆる非農家です。農家の定義から外れるものが所有している耕地が、一三万ヘクタールくらいある。これは耕地のままですから、多分この大部分が貸し出されているのだらうと思います。だから一三万ヘクタール全てが貸し出さ

れているとは考えられません。この相当な部分、それから一八万ヘクタールというふうになりますと、かなり非農家の持っている部分がウエートとしては高くなっている。五年前、十年前の数字と比べていただきますと二倍三倍に近い。

借入れ状況を農家の耕地の規模別にみると、規模の大きいところほど借入れ農家数割合だとか、あるいは借入れ耕地の割合が高い。しかもこの傾向は十年前とかなり様変わりになってきています。つまり小さいほうから大きいほうへという傾向がかなり明確になってきておる。結論としては小さいほうが余計貸すようになってくる。さらにここに非農家が十萬ヘクタールいくらかをもっておることにあります。

つまり最近地主は非常に小さい地主で大きい小作人ということになる。これは終戦直後と全く逆の状態になっています。

それぞれの規模ごとに借入れ耕地面積のシェアがどうなっているかということ昭和四十年、五十年、六十年と比べてあるのですが、四十年当時では一ヘクタール未満の農家が借り手である耕地面積が全体の六割を占めていたのが、六十年では四分の一に減っている。逆に二ヘクタール以上というのは高々五%に過ぎなかったのが、四・九%ということに、全く様相が逆転したということです。つまり小さな小作人から大きな小作人へ変わって来たということになるかと思えます。

要するに小さいほうから大きいほうへ動いて入るということをや頭に置いていただきたいと思います。

今度は農作業の受委託です。これはいささか借地と違ひまして、動きは顕著ではない。作業別に水稲作を請け負った農家数の動きを

見ているのですが、五十五年と六十年では実農家数としては一・九%増えたということで水稲作農家全体の三二%ということになっていきます。作業別に若干違っておりまして、育苗は増えた。耕起、代かきが減った。田植えも増えた。防除が減って、稲刈り、脱穀が増えたということになっております。面積がどのくらい増えたかということですが、育苗は若干増えたのです。九%くらいです。耕起、代かきは一〇数%減っています。それから田植えもちょっと減っているんです。防除も減っている。面積で見ると様子が変わってくる。ただし、やはり小さいほうから大きいほうへ作業の受委託は動いているということは、この点に関しては貸借と同じようです。また、端的にいうと五十年と五十五年の間では請け負わせの増加のほうにウエートがかかっていたと思います。今回は貸借のほうにウエートがかかって、請け負わせは減っているのもある、という状態です。

なぜこうなったかというのはいろんな意味があるだろうと思います。一番うがった見方をすれば、農家はとにかく受委託も貸借も余り区別して考えていないので、そのときの情勢の雰囲気とかそういうもので答えてしまうようなところがある。そういう見方ができるかもしれない。あるいは農用地利用の新法で設定がどんどん増えました。それがどんどん増えたんだけど、いわゆる圃小作的なもので作業受委託だと言っていたのがそっちへ吸い取られたのだという見方もできるでしょうし、兼業農家でも自分で機械をしかもかなり大きい機械を買入れるという傾向が出てきている。いわゆる自己完結型といえますか、これが相変わらず根強いということもある。それやこれやが重なってきてこういう結果になったのだらうと思います。

それから自家農業以外の農作業への従事は今回初めて調査したものです。要するに自分の経営している耕地の上で、あるいは自分が飼っている牛や豚に投下したのではなしに、よその農家の作業を請け負ったとか、あるいは雇われて行ったとか、そういったものかなり農家としてもあるのではないだろうかということで調べた。請負作業というのは実は本当は自家農業にカウントしてもいいのではないかという考えすらあります。自家農業の延長線上にある。それは実は農作業のだけれども、私も今まではほかの家の作業であるから、これは兼業労働であるというふうな位置づけしております、それが一体いいのかどうかということ、だいぶ私ども言われている。これを今後どう整理するかという問題意識もありまして、実はこういう調査を取り入れた。端的に言いますと農家にして約一割の農家では、だれかがよその農家の農作業に従事をしてい。世帯員してみると百人に三人位の比率にしかならない。

その中で一割と言いましたが、実際作業請負は四%くらいしかない。個々の農家の請け負う作業の労働をどう整理するかという問題が今後出てくるだろうと思うが、私も見た限りでは意外とこのパーセンテージは低かったなという印象を持っております。ただばかにならないのは、自家農業以外の農作業に従事した世帯員で、割合で見ただくと、三十日から五十九日とか、六十日以上刃が人数にすると一〇%くらいある。やはりこういうのもあるということはお頭においておかなければいけないと私も感じた次第です。家畜ですが、これは端的に言いますと、事業体数は採卵鶏を別にしまして、かなり急速に落ち込んできている。しかも規模の小さいものが相当激しく脱落しているということで、その結果としていわゆる大規模

主要農家といえますか、こういった階層の頭羽数シェアが、相当急速に高まっていることがおわかりいただけると思います。

それから農業用機械ですが、先ほども言いましたように、トラクター、耕耘機はまだふえています。とうとう一戸あたりにすると一台以上もっているということになりました。これだけ農業が厳しくなってくると、少しは過剰投資もみんな逃げるようになったのかなと思うとさにあらず、しかも先ほど言いましたように二兼農家とか、わりと中間規模、あるいはそれから少し下のあたりでかなり買い込んでいるなという印象があります。

以上が農家調査の結果です。

もう一つの農家以外の農業事業体というのがございます。

これは世帯ではなしにそれ以外の何者かによって経営されているという農業ということになります。端的に言いますとこれは農家とあまり変わらないんですが、全面協業とか部門協業経営です。これは農家が一戸ではなしに数戸集まって一つの経営を作り上げるものです。それから最近では会社経営がやたら増えてきました。会社経営でも一戸一法人というのは私どもは農家にカウントしていませんが、農事組合法人なんかで五名以上の農民が集まっているのは協業。会社ということになりましたと、協業経営以外に全く農家に根っこのない経営が畜産なんかであります。土地を持たなければ別にいいわけですから。それから農協が最近結構やっています。それから市町村だとか、端的に言いますと、経営そのものというより預託牧場みたいなものです。あれも実は農産物を販売してそれで利益を上げるといふのとは別なのですが、そういったものもある。

それから、さらに毛色が違ってくるんですが、学校だとか、試験場な

んか、これは農業を経営しているというのか言わないのか知りませんが、実はこれも私どもの調査の対象に入れてあります。目的は教育だとか、試験研究です。

そういったものをひっくりくるめ農家以外の事業体調査ということですが、なぜこれをつかまえるかということは、要するにこういったところの農業経営が非常に重要であるということが一つ。もう一つはさらにこういうところも全部つかまえないと、資源としての全部が完結しない。耕地面積なんか別の調査がありますが、労働力といったのが完結しないとということで、こういったものを調べています。事業体数は一万二千くらいですから、農家数の四百万からいって吹けば飛ぶようなものなのですが、意外とばかにならない面がございます。中小家畜では意外とシェアが大きい。肥育豚では二七％採卵鶏では四六・五％、ブロイラーで四二％、ほんの一握りの経営なのです。それがともかく例えば何万戸という農家を相手に回してこれだけのシェアを持っているということになる。これは非常にインパクトが大きく、しかもご承知のように、こういったのは大部分会社です。協業経営のシェアも若干ありますが、こういったところは農業の上流部門一餌だとか、あるいは下流部門、末端まで行きますとスーパーチェーンみたになもの結びつきがかなりあります。そういう結節点になるのかならないのか、連結を持っておりますから、そういう意味でも将来の畜産へのインパクトというのは結構大きいということがおわかりいただけるだろうと思います。ただ、採卵鶏あたりでは協業経営もわりと頑張っています。九・二％、かなりのシェアがあります。

その一方では経営耕地のほうはやっぱ圧倒的に農家だなとい

うことがおわかりいただけるだろうと思います。ただし、畑の中で牧草専用地だとか、採草放牧地の類は意外と農家以外の運用体のシェアが高い。

それからもう一つ部落単位で共有草地になっているものが実は私どもの調査の対象になっておりまして、そういったものの比率がかなり高いということになるかと思えます。

それから農家以外の事業体というのはやはり雇用、雇いに頼る部分が非常に高い。会社とその他の事業体は、会社というのはみんな雇われている人ですから。それから農協だとか、地方自治体だって雇われた人間ばかりですから、オーナーはいないから、こういう結果になるが、その他の事業体の中には若干任意集団的なものが含まれていて、そういうところには構成員の労働力というのが若干あることはあるのですが、これは調査上も無視してあります。大したことはないだろうということですが、農家で言いますと自家労働が約九七％に達するのには、ほかのところでは全く逆みたいなものです。協業経営といっても自家農業の割合は七割ということですが、農家と農家以外の事業体の規模の違いです。労働投下日数が農家では平均二百六十四日になる。これはきちんと聞き取ったわけではありません。試算ですが、それに対して協業では千九百九十九日だとか、会社では三千三百日だとか、その他の事業体では千百日ということですが、これだけの違いがある。農産物の販売金額に至ってはさらに開差は激しい。百六十八万円に対して、会社に至っては一億七千万円ということになりまして、百倍になります。そこで労働投下一日あたりの農産物販売金額で言いますと、一日当たりでは農家の場合は六千円こそそのものが、協業で九千円、これはあまり差がないんですが、

会社に至っては五万円や、その他の事業体でも二万円ということになって、本当は分母を資本投下額にして見たかったです、そういうデータがないということですが、いずれにしても相当桁の大きいのがあり、しかも販売金額当たりの雇用創出力とでもいいますか、これは非常に低いということになりまして、大きい規模の経営がどんどん増えてくるということになりますと、農業の労働力というのはますます必要でなくなるといようなことに一体なるのかならないのか、いささか私も懸念している。

高々一万二千ですが、こういった分野も決して私どもは無視をしてはいかんのかなと思つた次第です。

大変雑駁な話になりましたが、これをもって終わらせていただきます。(終わり)

討 論

引続いての討論では、先ず司会の高橋止郎氏より本報告についてのまとめが行われた。高橋氏は、農家と農家以外の事業体に関するセンサス結果概要では、従来の流れからは変わっていないで、高齢化も進み、賃貸借も進み畜産では大規模経営の増加が顕著であるということ踏まえて、高橋氏自身、今回のセンサスの設計から参加したことから、今回のセンサスでは日本農業の構造変革の展望がある程度出るのはないかという予想をもっていたが、予想外にそれは出てこなかった。この五年間で一層、世代交替が進み、農家数、農業構造に動きが出ると思われていたが、高齢化の進んでいる西日本地域でもそれほど大きな動きを示していない。いわゆる高齢者(ター)が多くなり、出る者より入る者が上回っている。特にUター

ン組がふえており構造変革の展望がつかめなかつたという感想を述べられた。この問題とかわるることであるが、討論では三七万戸の土地持ち非農家の性格がとりあげられた。土地持ち非農家は今回のセンサスで参考として、計上されたものではあるが、不在村地主を別として一応調査が行われた。確かに、センサスでは土地を所有しながらも農業経営を行わない者は非農家である。しかし、土地を持っていれば、それは農家ではないか(高橋正郎)。土地持ち非農家三七万戸は、農家が離農した結果とみられ、この性格については興味があると報告者は答えている。ところで若いうちは兼業に出て離農し、Uターンをして農業を再開するという者はセンサスでは明らかにされるか(長谷川)という問いに対し、これはセンサスでは明らかにしえないが、就業動態調査では、はっきりと出ている。この場合でも一たん離村した在农村兼業者が定年後農業にもどるといふ例が多いのではないかとするとUターンできる条件は何かが問題となる。黒崎氏は、その条件を、ムラを離れていてもムラのつとめをやっていないければUターンは出来ないのではないかと。自分がムラを離れている間、ムラにお願ひして、しかるべき人に土地を預けるが、イエとしては一戸を構え、ムラのつき合い、おつとめをする。これによってムラいもどることが出来ることを松本周辺の事例を以って説明した。

Uターンと土地持ち非農家とは深い関係に有ると思われるが、今回のセンサスでは高齢専業農家が増加してきている。これは、Uターンの結果であるのか、あるいは後継者が流出した結果であるのか(高山)についてもセンサスでは明らかにしえないし、また年金受給状況も調査されていない。しかし、中核農家、安定兼業農家、高

齢専業農家などに分類して組み替え集計をセンサス担当者としてはやってみよう。また消滅していく農家について、都会の子供に引取られたり、養護老人ホームに入ったたりするその消滅の仕方(若林)についてもセンサスでは生産が中心であるために調査はしていないが、そのような後期高齢者の動向を明らかにすることは重要である。その他、センサス個表の利用の仕方、地帯区分の規準(皆川)、農家以外の事業体の概念規定(宮崎)など技術的問題を含めた質問別集計する集落カードは作る予定であること、農業地帯区分別については市町村統計の再集計によって作成可能であることが明らかにされた。

さて農業センサスに対しては、日経新聞の社説などで、農家規定が小さ過ぎることが指摘されている。この点に関して担当者としては、ある意味で正当であるとしながらも、農家を産業として農業を営む者としてみるだけではなく、農村地域住民の動向を広く底辺よりつかむことに意味があり、これを産業政策的に用いようとするればそれにそって農家分類を行えばよいとする立場であるという説明がなされた。

以上 (文責 高山)

土地と村落

一 「村落の変貌と土地利用秩序」

六十一年度共通課題に関する運営委員宿題

委員会合同委員会討議結果

高山隆三

六〇年十一月三〇日に開催した運営委員、宿題委員の合同委員会において、今年度の共通課題のサブ・テーマを

「村落の変貌と土地利用秩序」とすることに決定した。

六〇年度の大会報告及び討論を踏まえて、共通課題サブテーマ「土地利用秩序と土地運営管理機能」に就いて、事務局に寄せられた意見は「通信」一四三号に既に掲載し、紹介した通りである。そこで述べられているものは次のようなものであった。

(一) 「土地利用秩序と土地管理機能」に関して、六〇年度大会報告は、水田地帯・漁村を対象としたものであったが、さらに地帯的には畑作・山村・離島等を対象とした報告を要請する意見があった。そのような性格を異にする村落を対象としても、六〇年度大会討議では、漁村・漁場利用秩序と漁場管理機能」と、農村・水田村落の土地利用と管理に関して、その差異と同一性を理論的に検討し、それぞれを位置づけるまでにはいたらなかった。従って性格を異にする村落を対象とする場合であっても、地域資源の性格、その利用秩序と管理に関して、共通課題に則した整理が要請されるのであって、さもないければ議論は分散し、

事例報告にとどまるという問題がある。

(二) 村落の土地管理機能をみていく場合非農業的土地利用に対するムラの対応、変質の検討が提案されている(中田)。合同委員会でも、今日的課題として「線引」「減反政策」「農地転用に対するムラの対応の検討の必要性」(渡辺正)、さらに耕地整理と村落(長谷川)土地改良区とムラ、あるいは、土地改良区間の対立、すなわち資本・農政による大プロジェクトに対するムラの対応の中に「土地と村落」との関係の現在の性格を解明する鍵を見出すことができるのではないか(柿崎)。さらに基盤整備が水利組織を改変して、村落の土地利用、管理を変化させてゆくその関係を明らかにする必要がある。(松田)。

以上のように、現在において、非農業的土地利用の拡大(大土地利用)、あるいは村落の小土地利用に関しては減反・転作・基盤整備、土地改良に対するムラの対応において「土地と村落」の関係、現代の村落の性格を明らかにすることが出来るのではないか。また水利、土地基盤の整備、いわば農地に対する資本投下、土地資本の累積が土地利用秩序、農業経営に変化を与え、農民間の関係を再編するという過程の検討の必要性が提起されたものと理解される。

(三) 六〇年度の共通課題における村落の土地管理とその機能について、管理の概念、形態を整理する必要性が意見として事務局に寄せられた。六〇年度大会における報告では、管理について述べられているが共通認識にまで到達しなかった。むしろ土地管理とは何か、明らかではなくなり、それ自身を検討する必要がある(松田)という意見が出された。村落の土地管理機能を明らかにする場合、極限の、「限界的村落」を検討してみる、ムラが崩壊し、あるいは、

崩壊しつつあるところをひろってみて、ムラが土地管理機能を喪失し、荒廢地が増加する状況を通じて、土地管理を考えてみたらどうか、即ちムラの崩壊と土地管理機能の喪失という限界状況に於いて、「土地と村落」を考えてみる必要がある（高橋正郎、島崎稔）。土地管理機能が喪失されている村落、維持されている村落という場合の村落とはいかなるものであるか。過疎、混住化、開発の進展による村落の変容と土地管理機能との関係を明らかにすることは、「土地と村落」を考えると、明らかにしなければならない問題であるという意味で課題であり、そのような土地管理機能のあり方が、村落の土地利用秩序をいかに規定するかということもまた問われるのである。このような問題意識から本年度の共通課題のサブテーマを「村落の変容と土地利用秩序」に決定したのである。

(四) 土地管理とはどのようなものがあるかを明らかにする一つの方法として限界的な集落を検討・分析することが求められるとしても、なお問題を整理する必要があると思われる点を大会報告・討論・研究会報告お踏まえながら若干、述べておきたい。

「土地と村落」という共通課題は、昨年の第一回の私の報告で述べたように、これまでの「農政と村落」という共通課題とのつながりの上で設定された今日の問題であった。農政は今日、中核農家の育成、土地利用型農業の規模拡大、そのための土地流動化の促進への一九七〇年の農地法の改正以降、七五年の農振法の改正から八〇年の農田利用増進法の制定、さらに八四年の農振法改正を図ってきた。その場合、農用地利用改善団体、地域農業集団の育成をはかった。これは、集落機能の再評価と活性化、地域農業の組織化を主体としての集落の位置づけを行ったものであった。土地利用を現在の

農業生産力に適合するように再編成し、利用秩序の形成を促すときに登場してくる「村落」「集落」に利用秩序の形成を担う土地利用の管理という主体的機能を備えているのものであるのか、また、備えているとすれば、その機能は何に基づくものであるのか。いゝかえれば、農地改革後の零細錯圃の状態にある農地の私的所有の上に、経済合理的な土地利用を形成するには「村落」に依存して所有と利用の調整をほかなければならないとすれば、それは何故かが問題であった。

全国的な土地利用の秩序だてについては、一九六八年の新都市計画法、六九年の農振法、七四年の国土利用計画法の制定など、その大枠が準備されてきた。これらについて、こゝで立ち入ることはしないが、他方、農地改革による地主的土地所有の解体は、零細地への私的所有を原理とする自作農的土地所有の確立に帰結するものであり、法的には、一九五二年の農地法の施行であった。この所有に基づく土地利用、すなわち、所有と経営の一致のもとでは、所有農地を自己の農業生産目的に従って、個別農家自身が維持管理する自作農的土地管理と土地利用を基盤とするものであるが、また、零細で散在する自己の農地を農地として維持するには、農道、水利施設などの共同施設を、関係する地域の農家の共同労働によって保全することがなお必要であった。地域の農地の保全を補完する共同労働と、共同労働に関する関係農家の取り決めは史的慣行として成立してきたものであり、また、水利利用に関しても、厳格な規制を内容とする水利利用秩序が水田利用を規制してきたのである。土地所有者が自らの農地を利用する自作農体制は、日本の高度経済成長以降、兼業化の進展と農業生産力の発展、公共投資による土地改良、区画

整理等による零細耕地形状の是正の進行により、大きく変容してきたことは、こゝで立ち入って述べるまでもないが、七〇年の農地法の改正以降、政策的にも、自作農体制の変容を土地所有と経営との分離の方向で促進することになった。所有と経営の分離、従って所有と利用の分離は、上昇する農業生産力、特に機械化の進展に適合する土地利用を志向する経営と兼業化、高齢化などによって農業経営の縮小に向かう経営との農民層の分化・分解に根差すところのものであった。

しかし、地主的土地所有を自作農的土地所有で否定した農地改革と農地法の制定によって、特に農地貸借関係を通じての土地流動化は強い制約を受けてきた。強い耕作権、その反面としての弱い土地所有権の下では、土地を貸すことは、土地の自由な処分を困難にし、また、農地改革による貸付は地の強制買収の体験から、土地貸付を極力避け、所有地を所有地として保持しようとする改革後の自作農的土地所有のもとでは、土地の流動化は低滞し、まして、農地市場が形成される余地がなかった。所有と経営の一致する自作農に、その不一致をもたらす状況が生じて、特にそれを貸付けを通じて調整しようとはしない。その意味では借地によって経営拡大を志向する経営の土地需要に応ずることをしない土地所有の保持、土地利用を優越する自己の土地への強い執着が根着いていることはいうまでもないであろう。これに加えて高度経済成長による農外土地需要増大と地価上昇は農地価格との格差を拡大し、農外土地価格が農地価格評価に浸透し、農外転用が進む地域では土地の資産的価値を高めることによって、農業的土地利用に対して土地所有を優越させてきた。この強い土地所有の保持のもとで、強い耕作権による所有権制

限を、耕作権を事実上弱め、農地の自由な処分権を強めるという土地政策が七〇年以降展開されてきた。

しかし、この土地所有権の保証が法的に行われるようになって、強い土地所有の保証に変化が生じて、流動化がすゝみ、「純粹に経済的な形態」「契約関係の形態」をたゞちに取るものではない。さらに土地についての伝統的觀念、先祖伝来の土地を預り、子孫に伝えてゆく家産の觀念、あるいは、何世代にわたり定住してきた農家間の社会關係から「あの人には土地を預けたくないが、この人であれば預けてもよい」とする具体的な人間關係が、強い土地保持にまといつている。この「飾りものや混ざりもの」がたゞちに捨て去られて農地市場が形成されるには、世代交替を経るなど時が必要である。そのような状況のもとで、土地流動化を促すには、伝來的な飾りもの、混ざりものを取り込んだ非市場的な組織が市場代替的役割を果たすように政策的に推進される。農地利用改善団体、地域農業集団が、農地情報の流通も取りまとめ、農地需給の掘り起こし、貸借、利用の調整と貸借、利用条件の確認などを行う組織として作られることになる。関係する農地所有者、利用者の非経済的欲求を配慮しながら、土地をめぐる利害を調整し、土地を斡旋する非市場的な公的な組織である。また、この組織は、部分作業請負、全面請負、ヤミ小作など多様な形態をとりながら進行していた所有と経営の分離の傾向を、農地法の改正と同様に追認しながら、さらに促進しようとする企図されたものである。

この組織の地域的範囲は、集落であるか、旧村の一部であるか、旧村を単位とするものであるが、各地の条件によるにせよ、集落単位の組織が現在多い。そのことは、「むら」の土地を「むら」が管

理する領土的性格を示すものとみなされるようであるが、現在の集落は次のような性格をもつものでない。即ち、「村は村民各人の利益とことなる村自身の公益を有し、之を保護するが為に訴を起すの能力を有している点に於いて、単なる村内居住人の総計ではなく、法律上自主自存の目的を有し、村民から組織されているが、各村民と異なる、別個の生存を有する単一的団体」（中田薫「法制史論集」第二巻一〇〇六頁）ではない。集落が共有林野、水利関係から、単一団体的性格を色濃く残している例が多く見られるとしても、対外的、対内的に別個の生存を有する単一団体として、それを性格づけることはできない。農地利用改善団体などは自作農的土地私有权と、農家の何世代にわたる安定性から結ばれる社会関係に基づく組織であり、この組織は所有と経営、利用の分離を目的とし、むしろ自身の公益を目的とするものではない。いゝかえれば土地関係者の私益を調整するものであって、零細錯圃制による多数の土地所有者の複雑な土地関係を「農業の合理化」「農業を社会の最も未発展の部分のただ単に経験的な機械的に伝承されるやり方から農学の意識的科学的な応用に、およそ私的所有とともに与えられている諸関係のなかで可能なかぎり、転化させるといふこと」（「資本論」第三巻 七九六頁）である。しかし、私益の調整といつても、経済合理的価値観と「村の平等性」「和」などの多様な価値観の調整ならびに、都市化、混住化の進行による非農業的土地利用と農地利用との調整を含むものである。また、戦後日本農業の国際的、国内的経済環境が「農業の合理化」「転化」を特に土地利用型農業に対して困難にし、所有と経営の分離が展開しにくい条件が働いているにせよ、市場経済が統制経済的食糧制度にも作用して、その制度を形骸

化してゆく情況のもとでは、所有と経営の分離における土地管理は、農地利用者が農地を管理する利用者管理の方向であり、優越した土地所有に基づく、所有と経営の一致した自作農的土地管理から、利用的管理が課題となるのである。その場合、利用的管理が集団であるか、個人経営の各自の管理であるか、あるいは両者の多様な結合体であるか、一義的に決定されないにせよ、市場経済原理にそったものとならざるを得ないであろう。また農地を農地として保全するための農道、水利などに関する共同労働は、農道舗装をはじめとする公共投資、地方自治体などによる社会資本の維持管理機能の拡大によって、その補完的役割を減少しているのである。

ところで、農地の所有と経営、利用の分離、農地の利用的管理、従って、農地の経済合理的な利用とその制度は「農業の合理化」によってひきおこされ、その方向で法的、制度的整備——貸借、地代、利用者による土地投資の残存価値評価と補償——がなされるものとすれば、この合理化（林地、森林利用を含む）が一層働きにくく土地、立地条件にある山村地域、あるいは、非農外土地利用の拡大により地価上昇、スプロール化という外部経済、不経済を受ける大都市近郊地域においては、農業的土地利用が縮小、消滅して、所有（権）のみが形式的に残るか、あるいは資産的所有が強められ、従って自作農的農地利用秩序の崩壊も出現する。

問題は、農民層の分化、分解、自作農体制の変容が所有と経営、利用の分離の方向で、多様な形態をもって進行している現実が、村落の土地管理機能と土地利用秩序をどのように変化させ、再編してゆくかにあるといわれるのではないであろうか。

（本稿は報告後の討論を参照しながら、報告をもとに、報告者自

身がまとめたものである。()

会員動向

△新入会員▽

六一年度より次の方々から入会申し込みがあった。

河村 能夫 所属 竜谷大学経済学部

住所千六二二 京都市伏見区深草西浦町二二二一

深草西浦団地2〇8

紹介者 池上甲一

関 泰子

津田塾大学国際関係学研究科
博士課程

住所千一八四 小金井市本町四一五―三

紹介者 若林敬子

△住所変更▽

三 本 松政之

住所千二七二一〇一 千葉県市川市塩焼三一―三―三

ミナモトパークハイム四〇七号

電話〇四七三―九七―七九三四

岩城 完之

勤務先千四〇〇 甲府市武田四―四―三七

山梨大学教育学部

電話〇五五二―五二―二二一

自宅 千一九三 八王子市緑町八九七―三

電話〇四二六―二五―五二八八

八木 庸夫

千八五二 長崎市文教町一―十四

長崎大学水産学部海洋社会学研究室

電話〇九五八―四七―二二一

自宅 千八五一―〇一 長崎市田中町三八四―一

東長崎住宅 二―四二

電話〇九五八―三七―〇一六六

依光 正哲

千三五九 所沢市小手指一―一七―一

小手指ハイッF1112

電話〇四九二―二五―二二六七

出井 善次

千二四一 横浜市旭区今宿町二四一〇―一五

△住所不明▽

お心あたりの方は事務局に住所をお知らせ下さい。

浅野慎一 上田一雄

大和田一敏 不破和彦

雪江美久

△退会者▽

六〇年大会以後、六〇年度限りで次の方々が退会された。

築島 宏(六〇年二月)

永田 文夫(六〇年二月)

飯島 源次郎(六一年三月)

花島 政三郎()

林 稲苗()

本年度大会のおしらせ

日程 十一月二十日(木) 二十一日(金)

場所 島根県玉造温泉

本年の大会は島根大会の原先生のお世話で開催することになりました。大会案内は追って御通知申し上げます。